大阪府監査委員告示第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、 同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年4月28日

 大阪府監査委員
 大西
 寛文

 同
 山本
 浩二

 同
 岸本
 佳浩

 同
 森田
 秀朗

 同
 土井
 達也

指示事項に対する措置

(受託実習料の徴収事務について)

(文化天日付か) (以代事物について)		
監査対象機関名	大阪府福祉部(障がい者自立センター)	
監査実施年月日	事務局 平成24年2月13日	
監査の結果		措置の状況
受託実習料について、収入手続が行われていないものや、「受託実習生受入規程」と「学生実習募集要項」の記載内容が異なっているため、同規程に定められた金額より低い実習料で収入手続がされているものがあった。 同規程と同募集要項における受託実習料については、負担の公平性を図るため、平成24年度から変更される予定ではあるが、他の施設とのバランスや納入の義務付けの是非等について、福祉部障がい福祉室とも協議の上、十分に検討されたい。 (本件については、福祉部に対する指示事項ともする。)		(収入手続が行われていないものについて) (規程に定められた金額より低い実習料で収入手続がされているものについて) 「措置報告済み」 (他の府立施設とのバランス、納入の是非について) 府立施設における実習料設定の考え方、積算方法については、実習への大阪府職員の人員配置や手間の度合い、職員の平均給与月額を考慮するとともに、平成24年度から徴収実績がある大阪府立砂川厚生福祉センターとのバランスを図り、その上で、福祉部障がい福祉室とも協議の上、大阪府立障がい者自立センター受託実習生受入規程を整備し、平成29年4月1日から、実習料として、1,500円を納入するよう変更・統一した。